

[2] 提言・意見等について

1 利用対象者

【現状と課題】

- 利用対象者は、区内に住所を有する60歳以上の者である。
- 利用者は、自らが館での過ごし方を主体的に選択し、カラオケや囲碁・将棋などの趣味活動、風呂やマッサージ機などを利用している。
- 利用者の中には、要介護者も含まれる。
- ◎ しかし、要介護者に対応できる体制にはなっていないため、利用の制限や体制の整備を検討する必要がある。
- ◎ 利用者の固定化が見られ、利用者の拡大策が必要である。

【方向性】

(1) 利用対象者は、今後も区内に住所を有する60歳以上の者

敬老館を設置した当時と比べて、区民の高齢者に対する年齢意識が変化していることから、対象年齢を引き上げることも考えられる。また、集会機能を持つ地域の区立施設であり、高齢者だけではなく、他の世代にも開放し、施設の有効活用を図ることも考えられる。

しかし、団塊世代の地域の受け皿として、60歳台前半の方をはじめとする利用者の拡大を図るためには、敬老館の利用対象者は、これまで通り60歳以上の者とすべきである。

(2) 軽度の介護保険認定者でも可能な限り利用できる体制づくり

利用者の中には、介護保険の要支援や要介護認定を受けている方も見られる。現在、区は、介護予防や認知症予防に力を入れていることを踏まえると、介護保険の認定の有無で敬老館の利用を区別することは望ましいことではない。介護保険サービスを利用する程ではない方や軽度の要介護認定の方でも利用できる敬老館とすることが望ましく、むしろ、そういった方も、可能な限り敬老館を利用できる体制づくりを検討すべきである。

2 利用方法

【現状と課題】

- 敬老館を利用するにあたっては、区が発行した「利用証」が必要となる。
- 初めて利用される方は、「利用申請書」を敬老館に提出する。その際、健康保険証などの身分を証明するものと、緊急時に連絡のとれる方の名前・住所と電話番号が必要となる。
- 利用者は来館時に、毎回「利用証」を窓口へ提出し、利用する。
- ◎ 緊急時の対応が円滑に行えるような登録システムが必要である。
- ◎ 利用者への適切な対応を図るため、利用申請時に、要介護認定情報などを知る必要がある。

【方向性】

(1) 高齢者施設の相互利用が可能な利用証

1人の高齢者が、複数の高齢者施設を利用していることが多く見られる。そういった方は、施設ごとの利用証を持っているため、1枚の利用証で、区内の全ての敬老館や高齢者センターなどが利用できる効率的な仕組みを検討すべきである。

(2) 緊急時に対応できる連絡先の把握

利用者の事故や急病などに備え、緊急時に連絡のとれる方の名前や住所、電話番号は、利用申請書の提出時に必要である。

また、利用者に緊急手術等が必要な場合、病院側が同行した職員に手術の同意を求めることがある。そういった緊急時の対応が円滑に行えるような登録システムを今後、研究していくべきである。

(3) 介護保険の要介護情報への対応

利用者が介護保険の要支援・要介護認定を受けているのであれば、その情報も、利用者の身体状況に応じた適切な対応を図るために、敬老館には必要である。

しかし、敬老館は介護保険施設ではないため、個人情報である介護保険の要介護認定の状況を収集することは、慎重に検討すべきである。

3 団体利用

【現状と課題】

- 60歳以上の区民で構成される概ね10人以上の老人クラブ等の団体が利用できる。
- 団体での利用を希望される場合には、所定の登録手続きと事前の利用申請が必要となる。
- 利用日は木曜日の午前9時から正午（延長は午後2時まで）までで、娯楽室等館が指定した部屋が利用できる。
- ◎ 週1回の利用枠のため、登録団体が多い館では、団体間の利用調整が生じている。
- ◎ 利用できる部屋の拡大や利用時間など検討する必要がある。

【方向性】

(1) サークルなど少人数での団体利用

これまでのように、10人以上の大人数の団体であると、1週間に1日の午前中しか使えないことは明らかである。しかし、今後、60歳代の方の利用を促進するためには、少人数のサークル単位でも使いやすいうように、これまでとは違う形での利用や他の曜日での利用を考えるべきである。現在の団体利用の人数など登録要件について、見直しを検討すべきである。

(2) 個人利用に配慮した団体利用

高齢者の団体活動を推進していくことは、当然のことであるが、それが全ての敬老館に当てはまるのかというと、難しいところがある。施設規模も様々であり、集会機能の部屋を別に持つ敬老館もある。敬老館は、元々、個人利用を基本としている施設であり、団体利用枠の拡大は、必然的に個人利用の制約にもつながるため、十分な配慮が必要である。

(3) 夜間や日曜を団体利用に活用

現在の開館時間の中で、団体利用の時間や部屋を拡大していくには限界があるため、夜間の時間帯や現在休館日としている日曜を団体利用に活用していくことを検討すべきである。

4 開館時間・休館日・夜間利用

【現状と課題】

- 開館時間は、月曜日から土曜日の午前 9 時から午後 5 時までである。
- 休館日は、日曜日・祝日（「敬老の日」は開館）および年末年始の 12 月 29 日から 1 月 3 日までとしている。
- 夜間は、地域活動のため会議や集会を目的とする、予め区に登録した概ね 10 人以上の団体が、娛樂室等を夜間利用できる。
- 夜間利用については、施設の目的外利用として、「敬老館の夜間利用に関する要綱」に基づき、施設の利用を承認している。また、行政財産使用料条例に基づき、利用団体から使用料を徴収している。
- 夜間の利用日は、日曜日（一部金曜日）、休日、12 月 29 日から 1 月 4 日を除く曜日の午後 6 時から午後 9 時 30 分までである。
- 夜間利用の実績は低い状況にある。また、近隣住民との関係で、夜間利用をしていない敬老館もある。
- ◎ 開館時間や開館日が必要十分か、検討する必要がある。

【方向性】

(1) 季節に応じた開館時間の変更

開館時間は、地域の高齢者施設で、利用者の帰宅時における安全確保など非常に難しい問題があるため、現状の午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、季節によって日中の時間が異なっているため、夏時間として午後 6 時まで、冬時間として午後 4 時まで、というような 1 時間ずらした開館時間の変更を検討すべきである。

(2) 祝日の開館の検討

休館日については、振替休日の関係で、月曜日の休みが多くなっている。利用者の拡大や新たな事業展開に活用するためにも、個人利用としての祝日開館を検討すべきである。

(3) 夜間や日曜を団体利用に活用【再掲】

現在の開館時間の中で、団体利用の時間や部屋を拡大していくには限界があるため、夜間の時間帯や現在休館日としている日曜を団体利用に活用していくことを検討すべきである。

5 主な施設・設備

【現状と課題】

- 敬老館には、舞台などがある娯楽室、会話や囲碁・将棋などに使用する休養室、男女別の風呂が設けられている。
- 風呂は、木曜日を除く午後1時から午後4時までとしている。
- また、一部の館には、併設施設と共用している多目的会議室や集会室、教養室といった集会施設も設けられている。
- 施設の老朽化に伴い、大規模改修を計画的に実施している。平成19年度には2館の大規模改修を実施し、平成21年度には1館の大規模改修が計画されている。
- 施設の大規模改修にあたっては、段差解消によるバリアフリー化、だれでもトイレの設置、和室から洋室への変更、和式トイレから洋式トイレへの変更、また、2階にある敬老館においては、エレベーターを設置している。
- ◎ 現状の施設で必要十分か、検討する必要がある。

【方向性】

(1) 全体的なこと

① 生活様式の変化に応じた敬老館

高齢者の生活様式が、和式から洋式へと変化している中で、敬老館の施設を考えるべきである。特に、施設の大規模改修にあたっては、和室やトイレを洋室や洋式に変更することや、段差を解消することなど、高齢者の必要に応じた改修を行うべきである。

② 施設規模に応じた機能分担

敬老館によっては、1つの部屋で娯楽室や休養室の機能を全部賄っている館と、それらの機能を持つ部屋とは別に集会できる部屋のある館もある。全ての館に介護予防や社会参加などの新しい機能を当てはめるのは、難しいことであり、施設規模に応じた機能の分担も考えるべきである。

③ 動と静の活動の棲み分け

敬老館では、カラオケや体操など動の活動と囲碁・将棋などの静の活動が共有している。うまくやっている館もあれば、それが原因で、様々なトラブルを起こしている館もある。施設運営にあたっては、動と静の活動の棲み分けには、利用者への十分な配慮が必要である。

(2) 風呂

① 安心して入浴できる敬老館の風呂

ひとり暮らし高齢者が増加している中で、敬老館の風呂は、自宅において一人で入浴するよりも、安心して入浴することができるという高齢者施設としての役割がある。そのため、敬老館の風呂は、引き続き必要である。

② 風呂の利用時間は現行とおり

民業圧迫という問題もあり、風呂の利用時間の幅を広げることはすべきことではない。当面は、現状の利用時間とすべきである。

(3) 娯楽室等

① 行事等で活用する娯楽室

敬老の日の行事をはじめ、様々な催し物等で、大人数で利用することがある。そのため、敬老館には舞台付きの娯楽室は必要である。

② 身体状況の変化に応じた部屋の仕様

高齢になると膝が痛いなど、畳では座ってられないという方もいる。娯楽室や休養室などは、今後も畳の部屋でいいのか、検討すべきである。

(4) 囲碁・将棋・カラオケ等の設備

① 指導者による囲碁・将棋等

囲碁や将棋、カラオケの利用者は、毎回、同じ顔ぶれで利用者が固定している。そのため、相手の手の内が分かっているため、面白みがなくなっている。これを、面白い方向に持っていくためにも、指導してくれる先生や講師が必要である。

② 他の利用者等にも配慮したカラオケの利用

敬老館利用者には、カラオケは好評の設備であるが、音量など利用方法によっては、他の利用者や近隣住民へのトラブルになることがある。可能であれば、カラオケの部屋を仕切るなど他の利用者への十分な配慮が必要である。

(5) その他

① 敬老館のIT化社会への対応

高齢者の中には、インターネットやパソコンに非常に興味を持たれ、またに日頃から利用している方も多く見られる。これからの時代は、パソコンやインターネットもカラオケと同じように、高齢者にも一般的になることが考えられるため、敬老館には、これらの環境整備が必要である。

6 事業実施

【現状と課題】

- 区直営館では、平成 18 年度から事業用予算（講師謝礼、材料費等）を配当し、各種教室や講座などの事業を実施している。
- 指定管理者および業務委託の敬老館では、受託事業者が、各種教室や講座などの事業を実施している。
- ◎ 敬老館の役割や方向性に合った事業実施を検討する必要がある。

【方向性】

(1) 健康づくりや介護予防事業の拡充

現在、国をあげて、高齢者の健康づくりや介護予防を進めている。これからの高齢社会を考えたとき、今後の敬老館の役割として、健康づくりや介護予防に関する事業実施が当然必要である。食べること、運動すること、そして趣味を持つこと、これが何よりの介護予防になり、高齢になっても元気な毎日が続けられることにつながるため、これらの事業拡充を図るべきである。

(2) 事業実施時間の工夫

健康づくり体操や介護予防事業などは、継続して実施することで一定程度の効果をはかることができる。そのためには、比較的利用が少ない時間帯、例えば午前 9 時から 10 時までの 1 時間を、健康づくり体操や介護予防事業の時間に充てるなどの工夫が必要である。

(3) 事業実施に向けた体制づくり

敬老館で、健康づくりや介護予防事業を展開した場合、職員や設備など、現状の体制で対応できるのかが課題である。そのため、事業実施にあたっては、専門性を持った職員配置や必要な設備等の整備が必要である。

(4) 地域の人材活用

講座や教室の事業実施にあたっては、講師に地域の人材の活用を図るべく、人材バンク名簿などを作成し、その名簿を各館で共有することも検討すべきである。

(5) 区の事業との連携

区では、敬老館を会場として、いきがいデイサービスや食のほっとサロンなどの事業を実施している。そのプログラムを敬老館の事業に取り入れていくなど、これらの事業受託団体との連携を図ることが必要である。

7 他の高齢者施設との関連

【現状と課題】

- 高齢者センターは、高齢者の健康、教養および福祉の向上を図ることを目的とする施設であり、敬老館とほぼ同様の目的を持った施設である。
- 地区区民館・厚生文化会館には敬老室があり、地域のコミュニティ施設としての役割と機能を担っている。
- ◎ 敬老館と他の高齢者施設との連携や役割を整理し、地域の高齢者施設として、より有効に活用することが必要である。

【方向性】

(1) 高齢者センターとの連携

他の高齢者施設との連携を考えた場合、高齢者センターには、看護師や社会福祉士など、社会福祉に精通した多くの専門職を配置している。敬老館で、これらの専門職を配置することは難しいので、高齢者センターの職員を敬老館に定期的に派遣して、様々な教室や講座を開催する仕組みを検討すべきである。

(2) 高齢者センターを中心とした高齢者施設の地域割り

総合的なサービスを展開できる、高齢者センターを中心とした区内の地域割りを行い、その地域内の敬老館や地区区民館を包括する。このことにより、地域の高齢者福祉を充実させる。高齢者センターが、地域内の高齢者施設を支援する基幹型の施設にすることを検討すべきである。

(3) 地区区民館等との関連

今後の方向性に示された敬老館を実現していくためには、敬老館事業の見直しが必要とされる。その結果、地区区民館や厚生文化会館の敬老室事業との関連を、今後整理していくことが必要である。

8 今後の方向性

【現状と課題】

- 昭和45年に最初の敬老館を設置してから約40年が経過している。この間、区の総人口に占める60歳以上の割合は、7%（約35,000人）から24%（約17万人）となり、3倍以上となっている。
- 昨年からの団塊世代の大量退職による地域への還流が始まり、国の高齢社会白書では、これからの高齢者を「前例のない高齢社会の到来にあたり、戦後生まれの団塊世代に代表されるこれからの高齢者は、高齢社会を支える貴重なマンパワー」と位置付けている。
- 高齢者の約8割が元気な高齢者と推計されている。このような地域の高齢者が利用する敬老館について、練馬区新長期計画（平成18～22年度）では「高齢者の多様な社会参加を支援する施設」、練馬区高齢者保健福祉計画（平成18～20年度）では「介護予防事業を推進する施設」と敬老館の今後の方向性を示している。
- ◎ 敬老館は、地域の高齢者の憩いとくつろぎの場という役割に加え、社会参加支援や介護予防の拠点など、新しいサービスを具体的に推進する必要がある。

【方向性】

(1) 憩いとくつろぎの場の必要性

敬老館は、これまで地域の高齢者の憩いとくつろぎの場として役割を果たしている。今後も、地域の高齢者が気軽に利用できる施設として、この役割が必要である。

(2) これからの高齢社会に適応した役割の必要性

これまでの憩いとくつろぎの場としての役割の他に、これからの高齢社会においては、次の役割を加え、さらに拡充していくことが必要である。

- ① 高齢者のサークル活動など社会参加を支援する拠点としての役割
- ② 高齢者の介護予防や認知症予防事業、健康づくり事業を推進する拠点としての役割
- ③ 高齢者の生涯学習を支援する拠点としての役割
- ④ 団塊世代をはじめ60歳代にも魅力ある施設としての役割

9 設置目的

【現状と課題】

- 敬老館は、60 歳以上の「老人に対し、教養の向上、レクリエーション等のための場を与え、もって老人の心身の健康の増進を図ることを目的とする」とされた、国の「老人憩の家」に制度上位置付けている施設である。
- 国の「老人憩の家」については、「老人憩の家の設置運営について」（昭和 40 年 4 月 5 日社老 88 厚生省社会局長通知）に設置基準や運営基準等の規定がある。
- しかし、「老人憩の家」は、老人福祉法における老人福祉施設ではなく、また、社会福祉法における社会福祉事業でもない。
- したがって、これらの法律に規定された施設や事業ではなく、区市町村が任意に設置し、運営しているものである。
- 練馬区では、地方自治法に規定する公の施設として、練馬区立敬老館条例を制定している。
- ◎ 練馬区立敬老館条例第 1 条では、「区内に住所を有する満 60 歳以上の者に施設を提供し、その福祉を増進することを目的として、練馬区立敬老館を設置する。」と規定しているが、この条例の中で、目的と事業が明示されていない。このため、施設のあり方や今後の方向性について、区として明らかにする必要がある。

【方向性】

(1) 今後の方向性を踏まえた役割と機能の明確化

高齢社会の進展に伴い、地域の高齢者の身近な施設である敬老館は、今後もその役割と機能が期待されている。これからの高齢社会にふさわしい敬老館を考えた場合、今後の方向性を踏まえた役割と機能を、敬老館条例の設置目的として、明確に示していく必要がある。

10 敬老館の運営体制・職員配置

【現状と課題】

- 区では、「区立施設委託化・民営化実施計画」に基づき、敬老館の委託化を順次行ってきている。
- 現在、敬老館の運営形態は、11館中、区直営7館、委託（業務委託3館・指定管理者1館）4館という状況にある。
- 区直営館には、1館あたり、館長、用務職員1名、再任用・再雇用職員（2～3名）が配置されている。
- 業務委託および指定管理者の敬老館には、専任の館長を配置しているが、区直営館には専任の館長は配置せず、併設施設の長（児童館長）が敬老館長を兼務している。
- ◎ 区では、用務職員の新規採用を停止し、退職補充を行わないため、敬老館職員の確保は困難になると見込まれている。そのため、敬老館のあり方にふさわしい運営体制および職員体制とする必要がある。

【方向性】

(1) 専門性を有する職員の配置の必要性

今後の方向性に示された敬老館を実現していくためには、敬老館には、次のような職員が必要である。

- ① 利用者間との調整や地域の人材活用など、コーディネーターとしての役割を持つ職員
- ② 高齢者ケアの知識や技術を有する職員
- ③ 高齢者のレクリエーションに精通した職員
- ④ 専任の館長

(2) 全体を見渡すことができるコーディネーター役の職員の必要性

敬老館の所管課には、敬老館全体を見渡すことができ、各館の運営を支援やサポートすることができる、コーディネーター役の職員が必要である。

(3) 関係機関との連携の強化

敬老館には、要介護認定を受けている方や認知症と思われる方も利用している。このような利用者の自立した生活を支援していくためには、その方の身体状態に応じた支援が必要である、そのため、敬老館職員には、地域包括支援センターやケアマネジャーなどの関係機関と、これまで以上に調整や連携を図っていくことが必要である。

1 1 敬老館の名称等

【現状と課題】

- 昭和 45 年に敬老館条例を制定してから現在まで、「敬老館」という名称を使用している。
- 他の区では、敬老施設の名称変更、役割や機能の変更をしている区もある。
- ◎ 敬老館のあり方にふさわしい名称とする必要がある。
- ◎ 今後の方向性を検証する施設も必要とされる。

【方向性】

(1) 時代に即した名称の変更や愛称の検討

敬老館という名称は、高齢の方を敬う施設ということで、愛着をもって呼ばれてきた。

一方、敬老館が、区民にまだまだ周知されていない状況も見られる。また、敬老館という名称が、どうしても 60 歳台の高齢者にとって、足向けにくいイメージにつながっていることも考えられる。もう少し、健康増進などにつながり、なおかつ、いきいきとしたイメージが浮かぶような名称にすることも必要とされる。

敬老館の今後の方向性を踏まえ、多くの高齢者が利用する施設となるよう、名称の変更や愛称を付けるなど検討すべきである。

(2) 今後の方向性に示された敬老館の実現

今後の方向性に示された敬老館を実現していくために、施設規模や運営体制の違いなど、解決しなければならない様々な課題がある。

区における、敬老館や地区区民館のこれまでの整備経過をみると、新たな敬老館を設置することは非常に難しい状況にあるが、今後の方向性に示された敬老館を検証するため、モデル的にこれらの新しい機能や役割を集約的に付加した敬老館の試行も検討すべきである。